



平成 17 年 5 月 24 日

各 位

会社名 クボテック株式会社
代表者名 取締役社長 久保 哲夫
(コード番号 7709 東証第 1 部)
問合せ先 取締役管理部長 柿下 尚武
電話番号 06 - 6443 - 1815

ストックオプション（新株予約権）の発行に関するお知らせ

当社は平成 17 年 5 月 24 日開催の取締役会において、商法第 280 条ノ 20 および第 280 条ノ 21 の規定に基づき、ストックオプションとして新株予約権を発行することの承認を求める議案を平成 17 年 6 月 24 日開催予定の当社第 20 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 株主以外の者に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

当社の取締役、監査役および従業員の業績向上に対する意欲や士気を一層高めるために、新株予約権を発行するものであります。

2. 新株予約権発行の要領

(1) 新株予約権の割当を受ける者

取締役社長を除く本総会終結の時に在任または在職する当社の取締役、監査役および従業員

(2) 新株予約権の目的たる株式の種類および数

当社普通株式 1,325 株を上限とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、各発行対象者に割当てられた新株予約権の行使により発行される株式の数は、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。なお、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果 1 株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

(3) 発行する新株予約権の総数

1,325 個を上限とする。

なお各新株予約権の行使により発行する株式数は 1 株とする。

ただし、前項(2)に定める株式の数の調整を行った場合には、同様の調整を行う。

(4) 新株予約権の発行価額

無償とする。

(5) 新株予約権行使時に払込みをすべき金額

各新株予約権の行使により発行する1株当たりの払込金額は、東京証券取引所における当社株式普通取引の新株予約権発行決議日前日の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値）に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その価額が新株予約権発行の日の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、新株予約権発行の日の終値とする。

なお、新株予約権発行日以降に当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

上記のほか、新株予約権発行日以降に、当社が他社と合併する場合、株式交換、株式移転若しくは会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じ、払込金額の調整を必要とする場合には、必要かつ合理的な範囲でその払込金額を適切に調整するものとする。

(6) 新株予約権の権利行使期間

平成19年7月1日から平成22年6月30日

ただし、行使期間の最終日が当社の休業日に当たるときはその前営業日を最終日とする。

(7) 新株予約権の行使の条件

新株予約権の発行時において当社または関係会社の取締役、監査役および従業員であった新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当社または関係会社の取締役、監査役および従業員であることを要する。

新株予約権者が死亡したときは、同人の相続人が新株予約権を相続することはできない。

新株予約権者は、新株予約権を譲渡し、またはこれに担保権を設定することができない。

新株予約権者は、新株予約権の保有および行使ならびに行使により取得した当社株式の売却その他の処分についての一切の租税公課を負担しなければならない。

新株予約権の行使の条件は、本総会および新株予約権発行の取締役会決議にもとづき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

(8) 新株予約権の消却事由および条件

当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案ならびに株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、新株予約権は無償で消却することができる。

新株予約権者が権利行使をする前に(7)に規定する条件に該当しなくなったなど新株予約権を行使できなかった場合、当該新株予約権については無償で消却することができる。

(9) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。

(10) 新株予約権証券の発行

新株予約権証券は請求があるときに限り発行する。

(注)上記の内容については、平成17年6月24日開催予定の当社第20回定時株主総会において、「株主以外の者に対して新株予約権を発行する件」が承認可決されることを条件といたします。

以上